

# 10月から国民健康保険の被保険者証が変わります

**被** 保険者証は国民健康保険に加入している一人ひとりに1枚ずつ交付され、医療を受けるときの受診券となります。大切に取り扱いましょう。

新しい被保険者証は、9月下旬に世帯主にまとめて簡易書留でお送りします。

不在の場合は連絡票が配達されますので、内容を確認し、お受け取りください。不在または長期入院等の場合は、福祉保健課医療保険班に**9月9日(水)まで**ご連絡ください。

## 被保険者証の有効期限について

被保険者証の有効期限は10月1日(木)から平成28年9月30日(金)までの1年間ですが、次に該当する方は有効期限が短くなります。

①10月2日から平成28年9月30日までの間に75歳になる方

有効期限●75歳の誕生日の前日

※誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者となります。

②退職者医療制度の加入者で10月2日から平成28年9月1日までの間に65歳になる退職者本人およびその被扶養者の方

有効期限●65歳の誕生日の属する月の末日

※誕生日が月の初日の方は、その前月の末日までが有効期限です。有効期限が切れる前に一般の被保険者証をお送りします。

## 国民健康保険への届け出は速やかに

国民健康保険に「加入するとき」や「脱退するとき」には届出が必要です。次の必要書類を持参して、福祉保健課医療保険班で手続きしてください。

### ■届出方法

国民健康保険に加入するとき

必要書類●・社会保険資格喪失証明書  
(職場等に請求してください)  
・印鑑(認め印可)

国民健康保険を脱退するとき

必要書類●・職場から交付された健康保険証  
(加入した方全員分、コピー可)  
・国民健康保険被保険者証  
・印鑑(認め印可)



■被保険者証



■退職被保険者証

## 加入の届出が遅れると

被保険者証が無い場合、その間の医療費を全額自己負担しなければなりません。

加入資格が発生した時点まで、保険税をさかのぼって納めなければなりません。

## 脱退の届出が遅れると

職場の社会保険等に加入するなどして国民健康保険の資格が無くなった後で、国保の被保険者証を使った場合は、負担した医療費を返していただくことになります。

※お手元に職場の健康保険証がまだ届いていなくても、職場の保険に加入した時点で、国保の被保険者証は使用できません。職場の健康保険証が届く前に受診する際は、国保の被保険者証を使用せず、職場の健康保険の手続き中であると医療機関等に申し出てください。

問●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

# 障害のある方やご家族の方へ 相談支援事業所・障害者相談員に お気軽にご相談ください

相談支援事業所では、相談支援専門員や精神保健福祉士が障がいのある方やその家族などからの相談に応じ、必要な指導や助言を行っています。

ひとりで悩んでいる方、家族だけで悩みを抱え込んでいる方はいませんか。相談は無料ですのでお気軽にご利用ください。

|      |                                   |                                     |
|------|-----------------------------------|-------------------------------------|
| 相談先  | 相談支援事業所 サンワーク六郷<br>(美郷町野中下中村55-2) | 地域生活支援センター のぞみ<br>(横手市上内町6-39)      |
| 対象者  | 身体・知的障がいのある方やその家族など               | 精神に障がいのある方やその家族など                   |
| 相談時間 | 月曜日～金曜日 第1・3土曜日<br>午前9時～午後4時      | 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時<br>(事前に電話予約が必要です) |
| 電話番号 | ☎0187(84)0747                     | ☎0182(35)5781                       |

|      |                                      |  |
|------|--------------------------------------|--|
| 相談先  | 指定相談支援事業所 後三年鴻声の里<br>(美郷町飯詰字東西法寺258) | 地域サポートセンター 川音 (かのん)<br>(大仙市角間川町字四上町88-7) |
| 対象者  | 知的障がいのある方やその家族など                     |  |
| 相談時間 | 月曜日～金曜日<br>午前8時30分～午後5時30分           |  |
| 電話番号 | ☎0187(83)2035                        | ☎0187(65)2003                            |

●相談方法 ・電話相談 ・来所相談 ・訪問相談 ※相談先によっては事前に電話予約が必要な場合もありますのでご確認ください。  
※町では専門知識を持った職員の居る障害福祉サービス事業所に相談支援業務を委託しています。

上記相談支援事業所以外にも各地区に障害者相談員がいます。お気軽にご相談ください。

## 身体障害者相談員 5名

| 行政区   | 氏名      | 電話番号         |
|-------|---------|--------------|
| 大畑    | 高橋 庄右工門 | 0187(84)3170 |
| 塚     | 深 澤 勇 光 | 0187(84)4148 |
| 大町    | 伊 藤 昭次郎 | 0187(84)1810 |
| 旭町    | 村 田 薫   | 0187(84)4059 |
| 中島・藤原 | 森 川 美智男 | 0187(83)2320 |

## 知的障害者相談員 2名

| 行政区   | 氏名      | 電話番号         |
|-------|---------|--------------|
| 元本堂南部 | 齊 藤 忠 治 | 0187(85)4102 |
| 石神    | 福 田 弘 美 | 0182(37)3420 |

問●美郷町総合支援協議会事務局(町福祉保健課 福祉班) ☎0187(84)4907